



議案第四十三号

下西谷地区農業用排水施設整備事業（農村基盤綜合整備事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

|   |            |                         |
|---|------------|-------------------------|
| 一 | 事業の名称及び工事名 | 農業用排水施設整備事業（農村基盤総合整備事業） |
|   |            | 下西谷地区水路改修工事             |
| 二 | 施行場所       | 三朝町大字下西谷地内              |
| 三 | 工事の概要      | 用水路の改修 延長四〇〇メートル        |
| 四 | 事業費        | 三、〇〇〇、〇〇〇円              |
| 五 | 事業の施行方法    | 請負                      |
| 六 | 工事の時期      | 昭和六十年年度                 |